明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕　一

○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件（**総務**二三）
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**一五）
○ワーキング・ホリデー制度の修正に関する日本国政府とオーストリア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**一六）　二
○コンゴ民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一七）
○食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一八）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三七～一五二）
○電気事業法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関を登録した件（**経済産業**三）
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一七～二一）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**七）
○道路に関する件（**関東地方整備局**八、九）
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**五）
○筑後川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**九州地方整備局**四）　五

〔国会事項〕　七

内閣

〔人事異動〕　七

官庁事項

〔官庁報告〕　七

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八

通運

海事補佐人の登録（海難審判所）　八

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公告〕　八

諸事項

官庁

隊員の免職処分、退職手当支給制限処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他　二九

告示

○**総務省告示第二十三号**

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。

平成三十年一月二十三日

総務大臣　野田　聖子

事業名	事業主体	事業期間
橘湾覆土等事業	長崎県	平成二十九年度から平成三十二年度まで

○**外務省告示第十五号**

平成二十九年十一月三十日にリマで、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がペルー共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成三十年二月一日から実施される。

平成三十年一月二十三日

外務大臣　河野　太郎

（在ペルー共和国日本国大使館からペルー共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.0－1A／267／17

口上書

在ペルー共和国日本国大使館は、ペルー共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券の所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十八年二月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　ペルー共和国の国民であって、ペルー共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しペルー共和国の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該ペルー共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(1)　ペルー共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するペルー共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するペルー共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するペルー共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにペルー共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるペルー共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、ペルー共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在ペルー共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてペルー共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年十一月三十日にリマで

（ペルー共和国外務省から在ペルー共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.6－18／88

口上書

ペルー共和国外務省は、在ペルー共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、ペルー共和国が、外交及び公用旅券の所持者に対する外交及び公用